

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年9月5日

提出者

9番 島崎 義司

15番 小美濃 安弘

3番 田辺 あき子

13番 川名 ゆうじ

16番 近藤 和義

18番 山本 ひとみ

21番 与座 武

26番 本間 まさよ

武蔵野市議会議長 きくち 太郎 殿

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前		
別表（第2条関係）		
名称	定数	所管
総務委員会	7人	1 <u>企画政策室</u> 、総務部、 <u>防災安全部</u> 、 <u>財務部</u> 、会計課、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び <u>公平委員会</u> に属すること。 2 <u>環境生活部生活経済課</u> 、交流事業課、市民課（国民年金に関することを除く。）及び市政センターに属すること。 3 （略）
文教委員会	（略）	
厚生委員会	7人	1 （略） 2 <u>環境生活部保険課</u> 、市民課（国民年金に関することに限る。） <u>、環境政策課</u> 、 <u>ごみ総合対策課</u> 及び <u>クリーンセンター</u> に属すること。
建設委員会	6人	<u>都市整備部及び水道部</u> に属すること。

改正後			説明
別表（第2条関係）			
名称	定数	所管	
総務委員会	7人	1 <u>総合政策部、総務部、財務部、 防災安全部、会計課、農業委員 会、監査委員、選挙管理委員会、 公平委員会及び固定資産評価審査 委員会に属すること。</u> 2 <u>市民部生活経済課、市民活動推 進課、交流事業課、市民課（国民 年金に関するものを除く。）及び 市政センターに属すること。</u> 3 （略）	字句の改正 字句の改正 字句の改正
文教委員会 （略）			
厚生委員会	7人	1 （略） 2 <u>市民部保険課、市民課（国民年 金に関するものに限る。）に属す ること。</u> 3 <u>環境部環境政策課、ごみ総合対 策課及びクリーンセンターに属す ること。</u>	字句の改正 字句の削除 項の追加
建設委員会	6人	1 <u>都市整備部及び水道部に属する こと。</u> 2 <u>環境部下水道課及び緑のまち推 進課に属すること。</u>	項の改正 項の追加

付 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市組織条例の一部を改正する条例（平成24年7月武蔵野市条例第19号）の施行等に伴い、所要の改正をするものである。